

第2回 上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会 議事要旨

1. 開催日時 平成21年11月27日(金) 10時00分～12時00分

2. 開催場所 東京証券取引所本館 15階特別会議室

3. 議事次第

- (1) 事務局資料説明
- (2) 四半期決算に係る適時開示制度及び実務の見直しに関する討議
- (3) 今後の審議日程

4. 議事要旨

四半期決算に係る適時開示制度及び実務の見直しについて討議を行った。
委員の主な発言の要旨は概ね以下のとおり。

(見直しの方向性)

- ・ 東証が一律的な開示内容、開示時期を要請するのではなく、東証が適時開示として最低限必要な開示を求める以外は、上場会社の主体的・自発的対応に委ね、投資者ニーズに応じた開示が可能となる方向で見直しを行うことは、基本的に望ましい。
- ・ 東証が求める最低限必要な開示に留まることがないよう、努力義務や望ましい事例の推奨だけではなく、東証からのワーニングや、開示状況のモニタリング、インセンティブ付け、上場会社と投資者との対話の枠組みやツールを設けるなど、上場会社が投資者ニーズに応じたよりよい開示を行うような仕組みを設けることが重要ではないか。
- ・ 東証は時価総額が大きい売買高が小さい市場となっており、時価総額が大きな企業群がさらに充実した開示を行い、流動性を高めていくことが必要である。
- ・ 上場会社の主体的・自発的対応に委ねることとした場合、制度の一番低いハードルに合わせる会社が相当数出てくることなどが想定され、開示の大幅な後退に繋がるのではないか。
- ・ 上場会社に主体的・自発的対応を促す枠組みを設けたとしても、どこまで実効性があるのか疑問である。必ずしもすべての上場会社が開示やIRに積極的であるわけではないため、開示の大幅な後退に繋がらないか慎重に見極める必要がある。
- ・ 開示負担が重く上場を取り止める会社もある。上場会社の実情に応じて開示を求めるべきであり、上場会社の四半期開示に関する負担感を軽減する方向で見直すべきではないか。
- ・ 投資者ニーズに応じて開示を行うことが基本であり、四半期報告書の提出と近接して開示を行っている現状の実務を改善することを主眼とすべきではないか。
- ・ 取引所は上場商品の品質管理の観点から、四半期報告書と同タイミングで四半期決算発表を行う会社について、どのように開示レベルを底上げしていくか面倒をみる必要がある。

- ・ 東証が強制ではないにせよ、努力義務や望ましい開示を推奨することなどにより、主体的・自発的対応を促す対応を行うことした場合、現状よりも上場会社の開示負担が実質的に増すことに繋がる懸念される。
- ・ 見直し後のイメージに齟齬が生じないように、できる限り具体案に近い形で議論を行うべきではないか。

(具体的な開示内容、開示時期)

- ・ 東証が現状、上場会社に求めているサマリー・BS・PLでも、アナリストや機関投資家が評価・分析するには情報が足りず、IRでカバーせざるを得ない。全社一律に同様の開示ではなく、上場会社の特性や実情に応じて開示を求めていく方向は評価できる。
- ・ サマリー情報を適時開示として最低限必要な情報として整理した場合に、四半期報告書に先立ってサマリー情報のみが公表されると市場に混乱が生じるおそれがある。サマリー情報の公表と同時に、BS・PLが公表されることが必要である。
- ・ キャッシュ・フロー計算書もセグメント情報については、アナリストが分析するためには最低限必要な情報であるため開示されることが望ましい。
- ・ 四半期決算に限った話ではないが、英文開示をより強く推奨することが望ましい。
- ・ 英文開示はコストも掛かるため、上場会社が必要に応じて対応すべきものである。
- ・ 上場会社にとって30日以内という要請が重荷にならないよう見直すことが望ましい。
- ・ 上場会社の主体的・自発的対応に委ねた結果、四半期末後45日目に開示が集中した場合には利用者としても対応することが困難となる。

(その他)

- ・ 四半期決算短信において開示される財務諸表については、監査人の責任範囲を明確にする観点から監査状態を未監査として表示することが望ましい。
- ・ 四半期決算短信について、正確性を担保する必要があるが、「監査人の事実上の了解」を要件とすることは避けるべきである。
- ・ 適時開示については監査は義務付けられていないため、一部にはまったく会計士が関与せず開示をしている会社もあるが、何らかの対応を行う必要があるのではないかと。
- ・ 上場会社は、実務上相当程度会計士に関与してもらい、正確性を担保したうえで開示しており、あえて未監査と表示することは適当ではないのではないかと。

以上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当
TEL：03 - 3666 - 0141 (大代表)